

第4章 まとめ

第1節 牧の範囲と構成

これまでみてきたように、千葉県内に置かれた近世牧は、古代から中世の牧を母胎として展開したもので、小金牧、佐倉牧、嶺岡牧の大きく3牧からなる。これらの牧は、全体図に示したように21市町に及ぶ広大なものであり、北総台地に展開する小金牧、佐倉牧の範囲は、この地域の大部分を覆うものである。下表には、各牧の範囲を現在の市町村と対比させてある。

牧	牧名	範囲
小金牧	庄内牧	野田市
	高田台牧	流山市・柏市
	印西牧	印西市・白井市
	上野牧	流山市・柏市
佐倉牧	中野牧	柏市・松戸市・鎌ヶ谷市・白井市・船橋市
	下野牧	鎌ヶ谷市・船橋市・習志野市・八千代市・千葉市
	油田牧	香取市
	矢作牧	香取市・成田市・多古町
嶺岡牧	取香牧	成田市・芝山町・富里市
	高野牧	富里市・八街市・山武市・芝山町
	内野牧	富里市・酒々井町・成田市
	柳沢牧	八街市・佐倉市・酒々井町・山武市
嶺岡牧	小間子牧	八街市・東金市・山武市・千葉市
	西一牧	鴨川市・南房総市
	西二牧	鴨川市・南房総市
	東上牧	鴨川市
嶺岡牧	東下牧	鴨川市
	柱木牧	南房総市

しかしこれらの牧は、江戸幕府直轄の牧として整備される前から牧として機能していた部分もある。実際、徳川家康が征夷大将軍に任じられる以前の慶長4年（1599）には、佐倉野馬守に刀脇帶刀が許されており、慶長19年（1614）には、月見里政家（綿貫姓を家康から与えられる）を下総小金佐倉牧野馬奉行兼牧士支配の職に任じていることからも、慶長年間には幕府直轄の牧として機能していたと考えられる。

牧の範囲は、その後の新田開発により変化していく。慶長年間の牧の範囲及び構造は明らかでない部分があるが、新田開発により牧の範囲は縮小傾向にあることを考えれば、享保期の境土手の外側に位置する野馬土手が古い段階の範囲を示しているといえる。寛文年間から延宝年間にかけての印西十七新田の開発により、小金印西牧は約半分の面積に縮小され、享保の牧改革により庄内牧が廃止されている。

なお、下総の牧は明治政府により廃止され、府下の窮民を小金・佐倉牧へ移住させ開墾する事業を計画した。開発局知事は、入植が開始される直前に小金中野牧にあたる栗野村（現鎌ヶ谷市）の名主家に宿泊

し、開墾地が豊かな土地になるようにとの願いを込めて、最初の開墾地を「初富」と命名した。また、二和（船橋市）、三咲（船橋市）、農四季（柏市）、五香（松戸市）、六実（松戸市）、七栄（富里市）、八街（八街市）、九美上（佐原市）、十倉（富里市）、十余一（白井市）、十余二（柏市）、十余三（大栄町）というように、入植順と美称を組み合わせて地名とした。

（1）小金牧

幕府直轄牧の中心的役割を占める牧であり、その管理は幕府に置かれた野馬奉行が行った。享保の改革以降、支配体制に変化があり、高田台牧、上野牧が継続して野馬奉行の管理とし、中野牧、下野牧は松戸市陣ヶ前に置かれた代官陣屋の管理となった。

小金牧は、周辺の新田開発により徐々に面積を減じている。寛文・延宝期の開発により印西十七新田の開発がなされ、印西牧の東側約半分が牧の範囲から除外された。それ以前の印西牧は、白井市北部から印旛沼北側に展開していたが、印西市和泉に残る野馬土手が東側の境となった。この地点については、第3章で絵図との対比を行い紹介したものであり、現在は、「和泉新田大木戸野馬堀遺跡」として印西市指定史跡となっており、現存する木戸遺構と絵図とが符合する数少ない例である。

また、享保8年（1723）に庄内牧が廃止され、一本柵牧は中野牧に吸収されている。庄内牧については捕込跡は残されておらず、野田市花井、堤根、鶴奉などに野馬土手が残っている。

小金牧の範囲は、境土手と自然地形、特に谷部を巧みに組み合わせた区画であり、面積的には佐倉牧より狭いものの、江戸に隣接する牧として機能し、馬捕の時期には江戸からの見物も訪れたようである。

小金牧の中で以降の遺存状況が良いのは、享保期以降に牧の施設として使われていた部分である。捕込として残っているのは、鎌ヶ谷市初富に所在する中野牧の捕込跡だけであり、「小金中野牧の跡」として、昭和47年（1972）に千葉県指定史跡に指定している。現在では、小金牧の中で唯一残された捕込跡であり、小金牧の歴史を考える上でも重要な施設である。

小金牧は、東京に隣接するために、早くから宅地化が進み、多くの牧関係遺構が消滅している。その中で鎌ヶ谷市東初富には中野牧の村境土手が、鎌ヶ谷市鎌ヶ谷2丁目には、中野牧と下野牧との境土手が残っており、牧の構造を考える上で重要な位置を占める。また、柏市高田に所在する野馬土手は、すでに発掘調査が実施されたものであるが、2列の土手が斜面下位に向けて併走するもので、その先端には水呑場の伝承が残っている。水呑場があるとすると馬を水呑場へ遊動する機能が確立できる。流山市上新宿に所在する野馬土手は、牧を区画する土手と想定され、小金牧の範囲を考える上で重要な遺構といえる。

なお、中野牧の村境の土手にあたる白井市富士所在の土手は、「中野牧野馬除土手」として白井市指定史跡となっている。

（2）佐倉牧

佐倉牧は、寛文2年（1662）に取香牧と高野牧、柳沢牧と小間子牧が分割され7牧の構成になったものである。幕府直轄の牧として整備されたが、享保7年（1722）の牧改革以降、高野牧、内野牧、柳沢牧は佐倉藩に管理が委託された。また、明治時代に牧の開墾が決定されて以降、佐倉7牧の馬は取香牧に集められるとともに、内務省の殖産興業の政策の一環として牧羊場が開かれた。下総牧羊場、下総種畜場として継続し、明治21年（1888）に下総御料牧場と改称される。そのため、この地区には近世牧を構成した野

馬土手以外に、明治時代に新たに設置された施設や土手が存在することも特徴となっている。

面積は、小金牧の約2倍であったと推定され、寛政7年（1795）の段階で17,270ヘクタールあったといわれている。牧を構成する遺構は、油田牧、取香牧、高野牧、小間子牧の4か所に捕込が残されており、佐原市九美上に所持する油田牧捕込跡は「佐倉油田牧の野馬込跡」として平成5年に千葉県指定史跡に指定している。

小金牧と比較して、台地平坦部の面積が広いことから、野馬土手も長い距離に設置する必要があったと考えられ、八街市四木、八街市八街では2km以上も連続する野馬土手がみられる。

（3）嶺岡牧

天文、天正年間に里見氏が軍馬育成のために開いたとされ、慶長19年（1614）に館山城の改易により、牧も幕府の管理下に置かれた。しかし嶺岡牧は代官預かりとなり、衰退したようであるが、享保の改革以降、幕府も積極的に経営に乗り出した。すなわち、嶺岡牧は下総の牧と異なり、享保7年（1722）から幕府直轄の牧として整備されたと考えられる。このことは、享保6年に小金牧牧士の綿貫夏右衛門が嶺岡に派遣され、この地が牧に適した土地であるかどうかを検分したことからもわかる。その中で、野付村々との境に堅固な囲いを作る必要が示されており、享保10年に耕地と牧の境に野境杭を100間に1本ずつ立て、享保12年には大井村境から中村境まで野馬土手1867間のほか、西一牧と西二牧、東上牧と東下牧の境土手が築かれている。このように、県内の他の牧では牧周辺の畠地新田の開発により牧の範囲が狭められていったことに対して、嶺岡牧では拡大整備の方向にあった。また、享保7年には、南部仙台などから種馬を買い上げて放牧し、馬の増産を図っている。享保11年（1726）には、それまで東西2牧であったものに柱木牧を加えて3牧とし、享保12年（1727）には東西の2牧をそれぞれ2分し、5牧としている。これにより牧の面積も拡大し、1762町歩になったとされている。さらに、享保13年（1728）にはインド産の白牛3頭を放牧し、白牛酪の製造が行われ、馬ばかりでなく牛の飼育が行われた点が特徴的である。そのため「日本酪農発祥の地」として昭和38年（1963）に県指定史跡に指定したところである。

また、牧を構成する施設も、構造的に下総の牧に見られる馬土手・捕込と変わることがないが、それぞれ土手垣、馬捕場といった名称が使われており、この点も下総の牧と異なる点として上げられる。

嶺岡牧は、明治維新後も政府によって管理が続けられたが、明治11年（1878）株式会社嶺岡牧社が設立され、馬354頭、牛87頭の払い下げを受けた。その後、安房畜産株式会社等を経て現在の千葉県畜産総合研究センターへつながっている。このように、嶺岡牧は、下総の牧と若干異なった性格と管理体制をもち、下総二牧とは別個に捉えるのが妥当である。

嶺岡牧を構成する遺構は、これまで馬捕場と土手の一部が把握されていたが、千葉県の中でも急峻な地形なために十分な現地踏査が行われて来なかった。そのため、嶺岡牧の遺存状態も十分な評価がなされていなかったといえる。今回の調査により、馬捕場だけでなく、土手垣についても良好に保存されている部分があることが確認できた。しかし、当初の予想以上に遺構の遺存状態が良かったために、今回の調査の中で十分に現地の確認ができなかった部分もあり、今後も継続して分布調査を実施する必要がある。

現在残されている遺構では、鴨川市太田代、元名に所在する嶺岡西牧の馬捕場や丸山町嶺岡に所在する柱木牧馬捕場などが特筆でき、柱木牧馬捕場は、丸山町指定史跡となっている。また、元名所所在馬捕場は県指定名勝鴨川大山千枚田に近いこともあり、史跡と文化的景観との一体的な活用が期待できる。

千葉県内の近世牧は、捕込跡、野馬土手など、牧を構成する遺構が今日も残されており、さらにこれらの遺構が近世の古文書、絵図などにより検証できる遺跡である。遺跡の中には、小金中野牧の込跡や佐倉油田牧の野馬込跡をはじめとしていくつかが県及び市町村の指定史跡となっているものや、古文書、用具及び牧に関する資料が文化財に指定されているものもあり、史跡と有形文化財、民俗文化財が一体となった文化財ということができ、千葉県の近世史の中で欠くことのできない文化財である。

なお、遺跡一覧表及び歴史資料一覧には、文化財の指定の有無を記したが、史跡では県指定が2件、市町村指定が10件、歴史資料は重要文化財1件、県指定4件、市町村指定26件の31件がある。一覧表に掲載したもの以外にも、鎌ヶ谷宿付近で広大な小金原に悠然と群れる野馬を描いた渡辺崋山の「四州真景 篠原」の図、初代広重の「富士三十六景 下総小金原」、江戸時代末に刊行された『成田名所図絵』「下野牧野馬捕りの図」など、牧の風景を描いた資料がある。

第2節 牧の意義 一大地に刻まれた重層する歴史を示すものー

(1) 現代に生きる近世の遺構 野馬土手の可能性

牧の遺構である野馬土手や堀は、県内の市街地や農地にもまだ見ることができる。それは私有地の一部を走り、車道に寸断されながら、細長い縁の帶のように残っている。常磐線のJR南柏駅から北側にわずか数分歩いた所に、大土手と小土手そして堀を備えた保存状態のよい野馬土手がある。これは柏市と流山市の市境にあるが、土手沿いに道が続き、堀も並行して伸びている。この野馬土手をたどって歩いていくと、やがて野馬土手のたどる将来を暗示するような光景を目にする事になる。堀は都市下水の流れる水路となり、土手は取り外されて住宅地や駐車場となっているのである。野馬土手沿いの道に間口が向いている住宅では、奥行の寸法は推して知るべし、つまり大変に奥行がとれない住宅が並ぶことになる。住宅地としては、最適の条件とは決していえない。住宅地だけではない。車道と並行しているだけに、野馬土手を取り外して歩道となっているところもある。野馬土手は、土手として存続する理由を失い、つぎつぎと姿を消しつつある。しかし近世の牧を構成する遺構である野馬土手の存在は、現代の都市においてもその影響を与え続けている。それは野馬土手の存在が道路の路線を規定していることである。現在では重機で簡単に野馬土手を取り壊すことが可能であるが、かつては壊すことに手間がいる障害物として土手を避けたり、もしくは土手沿いに道路を決定していったはずである。先に述べた下水路になったかつての堀も、好かれ悪しかれ、役割や姿を変えて現代に残っているとみるべきである。つまり、近世の遺構が現代の都市にもさまざまなかたちで影響を与え続けているという認識に立たねばならない。つまり新旧が組み合わさって現在があるということである。そこに、むしろ可能性を見いだす努力が必要とされる。

(2) 牧・パーク論

大型の哺乳動物としての馬が、日常生活の舞台から姿を消してどれくらいたったのだろう。道路がまだ未舗装の時代に馬糞が路上にあるのを記憶している年代もあるだろう。今は祭礼の時か競馬場でしか、「生きている」馬を目にすることはないとみるだろうか。幕府直轄の牧の時代に、將軍吉宗が小金牧に狩りにきたことがあった。普段は野馬の放牧をしていて野馬取りをする牧を使っての狩りである。野馬取りも一種の狩りといつてもいい。すなわち將軍の御鹿狩りは大型動物を追い込んで捕らえる牧の「装置」を